

鳥取縣公報

昭和二十二年三月十七日
第一千七百九十三號

火曜日

告示

◇鳥取縣告示第八號

昭和二十二年度入學させる鳥取縣立農事試験場實修生を左記要項により募集する。

昭和二十二年三月十八日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣立農事試験場實修生募集要項

一、養成の目的

農事試験場に於ける實習實驗に依り農業の學術技能を修熟せしめ將來の農村中堅者を養成するを目的とする。

二、養成の課程

農業汎論、作物汎論、植物生理、普通作物、土壤肥料、農具、作物病理、農業昆蟲、蔬菜、果樹、農産製造、農業經濟、農業簿記、國語、數學、英語、其他必要と

認められたもの。

三、修業年限 一カ年

四、入學資格

身体強健、志操堅實、品行方正なる農家出身者にして昭和六年三月三十一日以前に出生したもの。

五、募集人員 三十名

六、入學試験

(一)科目

理數科、作文(青年學校本科、農業科三年修了程度)

(二)期日

三月三十日 午前八時三十分

(三)場所

鳥取市吉成 鳥取縣立農事試験場

七、志願手續

志願者は別紙の志願書及び履歷書に最終學校成績証明

書を添付し三月二十日迄に場長に提出するものとする。

八、志願者には受験票を送付する。

九、實修生は當縣内居住の公民一人を保證人として保證書を場長に提出する。

十、受験料及び授業料は徴收しない。

十一、合宿設備がないから自宅通學又は下宿通學が望ましい。

農業實習生志願書

貴場實習生として入學致し度履歴書及成績證明書を添え茲に御願致します。

昭和 年 月 日

住所

家業 世帯主の名 續柄 名 國

鳥取縣立農事試験場長殿

履 歴 書

本籍

現住所

戸主の職業
氏名
生年
昭和 年 月 日

戸主との続柄
氏名
昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

右氏 名 國

鳥取縣告示第百九號

鳥取縣進駐軍接收土地建物其他評價委員會規程を次のように定める。

昭和二十二年三月十八日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣聯合國進駐軍接收土地建物其他評價委員會規程

第一條 聯合國進駐軍に依り接收せられた土地建物其他の買收價格、借上料、移轉料、其他の補償の評價査定をするため、鳥取縣聯合國進駐軍接收土地建物其他評

價委員會(以下委員會という)を鳥取縣廳内に置く。

第一條 委員會に委員長、副委員長各一名、委員若干名を置く。

特別の評價査定をするため必要あるときは臨時委員を置くことができる。

第三條 委員長は知事、副委員長は内務部長をこれに充てる。

委員は關係官公吏及び學識經驗者中から知事がこれを任命又は委嘱する。

第四條 委員長は會務を總理する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

委員長、副委員長共に事故があるときは豫め委員長が指名した委員がその職務を代理する。

委員は評價査定に當る。

第五條 委員長は必要に應じ委員會に部を置き委員會の事務を分掌することができる。

部に部所屬委員の互選による部長を置く。

部所屬の委員は委員長がこれを指名する。

部で決定した評價査定は委員會で決定したものと看做す。

第六條 委員はその者に直接利害の關係ある評價査定に當ることができない。

第七條 委員會は必要あるときは當事者その他適當と認める者の意見を聴き又は實地について調査することができる。

第八條 委員會に幹事及び書記各若干名を置き知事がこれを命ず。

幹事は委員長の命を受けて會務を處理する。書記は上司の命を受けて會務に従事する。

この規程は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣告示第百十號

縣有農用役半貸付規程を次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年三月十八日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

縣有農用役牛貸付規程

第一條 無畜農家の解消を計るためこの規程により縣の保管する農用役牛(以下役牛という)を縣農業會、農地開發營團、その他適當と認める團體にたいして貸付する。

第二條 前條の團體で役牛の貸付を受けた者は主として開拓地入植者、海外引揚農家、戰爭遺家族等の無畜農家に貸付しなければならない。

第三條 役牛の貸付を受けたいは毎年二月十五日(昭和二十二年度に限り昭和二十二年三月末日)までに別記第一號様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第四條 役牛の貸付期間は牡牛は二年、牝牛は四年以内とする。

但し貸付後知事が必要と認めるときは貸付期間を変更することができる。

第五條 役牛の貸付を受けた者は速かに飼養管理の場所を知事に報告しなければならない。

これを變更したときも同じである。

第六條 貸付役牛の貸付期間が満了したとき又は貸付期間

中知事が必要と認めるときは、牝牛は購入原價又は時價で拂下げ、牝牛はその初生犢にして生後四ヶ月以上のものを返納せしめることによつて無償拂下をする。

但し貸付した牝牛が不妊等の事由ある場合は購入原價又は時價で拂下げることがある。

最終借受者が前項の購入原價又は時價を支拂うことに甚しい困難があると知事が認めるときは、借受者の申請に依りての支拂うべき金額を減免することがある。

第七條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じたときは、借受者にたいして購入原價又は時價の五割以内で事故補償金を交付する。

第八條 貸付役牛の受領又は返納は知事の指定する期日及び場所に行い、これに要する一初費用は借受者の負擔とする。

第九條 貸付役牛が失踪、盜難、斃死その他重大な事故を生じた場合は、直ちにその旨を知事に届け出でなければならぬ。

前項斃死の場合は獸醫師の診斷書又は檢案書を添付しな

ければならない。

借受者(最終借受者を含む)の故意又は重大な過失によつて縣に損害を與えた場合は其の全額を賠償せしめる。

第十條 借受者は別記第二號様式により帳簿を備え貸付役牛の出納その他重要な事項を記載しなければならない。

第十一條 借受者が本規程に違背し、又は貸付役牛の飼養管理を怠つたときは、貸付役牛の返納を命ずることがある。

此の場合借受者はこれによつて生じた損害の賠償を請求することはできない。

鳥取縣知事殿

借受者 團 体 名 園

記

一、開拓地入植者、海外引揚農家、戰爭遺家族等を主体とする無畜農家解消計畫。

二、役牛貸付に關する規程其他参考となるべき事項。

第二號様式

借 受 臺 帳

管理場所 郡村大字番地 氏 名

農用役牛貸付申請書

- 一、役牛 牝頭 牝年
- 一、借受期間 牝年 牡年

右農用役牛貸付規程により貸付を受けたいので次の事項とともに申請致します。

年 月 日

| | | | | | | | |
|---------|---------|-----|------|-----|-----|---------|-------|
| 貸付番號 | 各 號 | 性 別 | 生年月日 | 毛色 | 特 徵 | 産 地 | 血 統 |
| 借 受 期 間 | 引 取 場 所 | 自昭和 | 年 月 | 年 月 | 日 生 | 家畜保險加入 | 年 月 日 |
| 至昭和 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 年 月 | 保 險 金 額 | 年 月 日 |

00659

◇鳥取縣告示第百一十一號
國民學校初等科修了程度をもつて入學資格とする鳥取縣立中等學校の昭和二十二年四月入學せしめる生徒の募集は之を停止する。
昭和二十二年三月十八日
鳥取縣知事 吉田 忠一

◇鳥取縣告示第百一十二號
鳥取縣立高等女學校專攻科にして昭和二十二年四月入學せしめる生徒を次の要領に依つて募集する。
尙詳細については志願せんとする學校長について承知せられたい。
昭和二十二年三月十八日
鳥取縣知事 吉田 忠一

昭和二十二年三月五日

| 學校名 | 募集入學資格 | 願書受付期 | 選抜實施期 | 願書受付場所 |
|-------------|--------|--------|-------|--------|
| 鳥取縣立鳥取高等女學校 | 一〇〇名 | 自三月十五日 | 三月廿七日 | 本校 |
| 同 米子高等女學校 | 一〇〇名 | 同 | 同 | 同 |

| | | | | |
|-----------|------|---|---|---|
| 女同 倉吉高等學校 | 一〇〇同 | 同 | 同 | 同 |
| 女同 八頭高等學校 | 五〇同 | 同 | 同 | 同 |
| 女同 根雨高等學校 | 五〇同 | 同 | 同 | 同 |

彙報

中國地方物價事務局告示第二號

物價統制令第四條の規定によつて岡山縣、廣島縣、山口縣、島根縣、鳥取縣に於ける食肉加工品の販賣價格の統制額を次のように指定し昭和二十二年三月十日よりこれを施行する。
昭和二十二年三月五日
物價廳中國地方物價事務局長 川井章知

一、食肉加工品の販賣價格の統制額

00660

82009

| 品目 | 生産者販賣價格の統制額 (一〇貫につき) | 販賣業者販賣價格の統制額 (百匁につき) |
|----------|----------------------|----------------------|
| 骨付ハム (甲) | 六、二四五、〇〇 | 六九、〇〇 |
| 正肉ハム (甲) | 七、〇八四、〇〇 | 七八、〇〇 |
| 寄ハム (甲) | 四、一八六、〇〇 | 四六、〇〇 |
| 寄ハム (乙) | 六、三四一、〇〇 | 八一、〇〇 |
| 寄ハム (丙) | 六、〇〇六、〇〇 | 六六、〇〇 |
| ソテーシ (甲) | 三、四〇七、〇〇 | 三七、〇〇 |
| ソテーシ (乙) | 五、八〇〇、〇〇 | 六四、〇〇 |
| 肉蒲鋒 | 二、八一〇、〇〇 | 三一、〇〇 |
| 肉圓子 | 三、八五〇、〇〇 | 四四、二八 |
| 肉藏肉 | 三、五六一、〇〇 | 三九、九五 |
| 肉藏肉 | 四、三二一、〇〇 | 四九、九六 |

ハム、ソーセージとは塩漬した食用肉(獣鳥魚介類の内臓等で食用に供し得るものを含む)を主原料とし、これに調味料及び香辛料を加え、燻煙したもの(湯煮その他の加工を施したものを含む)をいひ、その

種別は次のようである。
(一)ハムとは皮附又は剥皮した骨つきの豚肉を主原料としたものをいう。
(二)正肉(ハム、ソーセージ)とは豚肉又は牛肉を

正肉（ホシレス）ハム乙とは馬肉をそれぞれ主原料としたものをいう。

(三) ベーコンとは皮附又は剥皮した豚の脇腹肉を主原料としたものをいう。

(四) 寄（プレス）ハム（甲）とは豚肉又は牛肉のいづれか若しくは兩者を併せたものを主原料としたものを寄（プレス）ハム（乙）とは馬肉、細羊肉、山羊肉、兎肉又はこれ等を併せたものを主原料としたものであつて、いづれもケーミングに充填したものをいう。

(五) ソーセージ（甲）とは挽截した豚肉又は牛肉のいづれか若しくは兩者を併せたものを主原料としたものを、ソーセージ（乙）とは馬肉、細羊肉、山羊肉、兎肉又はこれ等を併せたものを主原料としたもので、いづれもケーミングに充填したものをいう。

三、肉蒲鉾とは牛肉、豚肉、細羊肉、山羊肉若しくはこれ等をそれぞれすり潰しこれに調味料及び香辛料を加え、湯煮、蒸煮又は焙煙したものをいう。

四、肉圓子とは牛肉、馬肉、豚肉、細羊肉、山羊肉、兎肉

若しくはこれ等の内臓を、又はこれ等をそれぞれすり潰し、湯煮、蒸煮又は油あげしたものをいう。

五、本表統制額は社団法人日本食肉加工協會又は縣の指定する團體の検査を受け合格したものの統制額とし、検査を受けないもの及び前號の規格に當らないものの統制額は各々その統制額の半額とする。

六、本表の統制額は荷造包装費を含む。
七、本表の統制額中骨付ハム、正肉ハムベーコン、寄ハム及ソーセージは物品税を含む。

昭和二十一年度第二回鳥取縣農地委員會を昭和二十二年三月二十七日左記により召集する。

昭和二十二年三月十八日

鳥取縣農地委員會々長 吉田忠一

記

一、日時 三月二十七日午前十一時

一、場所 鳥取縣廳

一、議題 自作農創設特別措置法第八條の規定による第一回農地買収計畫承認について

昭和二十二年三月十八日 鳥取縣公報 第三種郵便物認可 昭和二十二年三月十八日發行

鳥取縣公報 (昭和二十四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣農地委員會 吉田忠一